

議案第七号

柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例を次のように制定する。

平成十七年九月二日 提出

柴田町長 滝 口 茂

柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、柴田町が設置する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条第一項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）に係る法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第二条 町長又は教育委員会（以下「町長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を告示して、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。

- 一 施設の概要
- 二 申請資格
- 三 公募期間
- 四 指定管理者の選定の基準

五 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

六 施設の使用料又は利用料金に関する事項

七 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

八 申請の方法

九 その他町長等が必要と認める事項

(公募によらない指定管理者の候補者の選定等)

第三条 前条の規定にかかわらず、町長等は、次に掲げる理由のいずれかに該当すると認められるときは、公募によらないで指定管理者の候補者を選定することができる。

一 公の施設において地域住民による自主的な管理運営を確保する必要があるとき。

二 公の施設の設置目的を実現し、又は町の計画を実施するために、特定の法人等に公の施設を管理運営させる必要があるとき。

三 公の施設の適正な維持管理を確保しつつ、住民に対し効果的にサービスを提供することができるものが特定の法人等に
限られるとき。

四 公の施設の廃止又は用途変更の予定を勘案して、選定の際現にその管理を行っている法人等を指定管理者の候補者に選
定するとき。

五 その他町長等が公募を行わないことについて合理的な理由があると認めるとき。

(指定管理者の指定の申請)

第四条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、町長等が指定する期
日までに、町長等に提出しなければならない。

一 法人にあっては、法人登記簿の謄本

二 法人でない団体にあっては、団体の代表者の身分証明書

- 三 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
 - 四 申請資格に関する申立書
 - 五 法人等に課される国税・県税・町税の納税証明書（申請の日前三十日以内に交付されたもの）
 - 六 公の施設の事業計画書及び収支予算書
 - 七 既に財産的取引活動をしている法人等にあつては、前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類
 - 八 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）
 - 九 既に財産的取引活動をしている法人等にあつては、現事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - 十 法人等の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
 - 十一 その他町長等が必要と認める書類
- 2 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、法第九十二条の二、第四百二十二条（同条を準用する場合を含む。）又は第一百八十条の五第六項の規定に抵触することとなる者は、前項の申請をすることができない。
- （指定管理者の候補者の選定等）
- 第五条 町長等は、前条第一項の規定による申請があつたときは、当該申請の内容について次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める法人等を指定管理者の候補者に選定するものとする。
- 一 公の施設の運営において住民の平等な利用が確保されること。
 - 二 公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、その効率的な管理が図られること。
 - 三 公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。
 - 四 個人情報情報の取扱いを適正に行う体制が整備されていること。
 - 五 その他町長等が公の施設の性質又は設置目的に応じて別に定める基準を満たしていること。
- 2 町長等は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ別に定める柴田町公の施設に係る指定管理者選定委員会に諮るものとする。

3 町長等は、前条第一項の規定による申請がないとき、又は申請に係る法人等が第一項各号のいずれにも該当しないときは、町が出資等をしている法人、公共団体又は公共的団体で同項の基準に該当するものを指定管理者の候補者に選定することができる。

4 町長等は、第一項及び前項の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申請者及び前項の規定により選定された指定管理者の候補者に通知するものとする。

(再度の選定等)

第六条 町長等は、前条の規定による選定をした後、選定された法人等を指定管理者に指定することが不可能となり、又はその法人等が前条第一項に規定する選定の基準に適合しなくなる等の理由により指定管理者の候補者として著しく不相当と認められる事情が生じたときは、選定を取り消し、第四条第一項の規定による申請に係る法人等(当該選定された法人等を除く。)のうちから再度前条第一項の規定により指定管理者の候補者を選定することができる。

2 前条第二項から第四項までの規定は、指定管理者の再度の選定について準用する。この場合における前条第三項の規定の適用については、同項中「前条の規定による申請がないとき」とあるのは、「次条に規定する選定された法人等以外に前条の規定による申請に係る法人等がないとき」とする。

(指定管理者の指定等)

第七条 町長等は、前二条の規定により選定した指定管理者の候補者を法第二百四十四条の二第六項の規定による議会の議決を経て、指定管理者に指定するものとする。

2 町長等は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を告示するとともに、速やかにその結果を指定管理者の候補者に通知するものとする。

(指定管理者の指定の取消し等)

第八条 町長等は、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じたことにより当該指定管理者に生じた損害については、町は、その賠償の責めを負わないものとする。

3 前条第二項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(協定の締結)

第九条 第七条第一項の規定により指定を受けた法人等は、次に掲げる事項について、町長等と協定を締結しなければならない。

一 公の施設の管理に関する事項

二 町が支払うべき費用に関する事項

三 公の施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

四 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

五 事業報告に関する事項

六 その他町長等が別に定める事項

(変更の届出等)

第十条 指定管理者は、その名称又は所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、町長等が必要と認める書類を届け出なければならない。

2 町長等は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示するものとする。

(事業報告書の提出)

第十一条 指定管理者は、毎年度終了後、第九条に規定する協定で定める日までに、法第二百四十四条の二第七項の規定により、次に掲げる事項を記載した事業報告書(以下「事業報告書」という。)を作成し、町長等に提出しなければならない。

一 管理の業務の実施状況

二 施設の利用状況

三 管理経費の収支状況

四 その他町長等が必要と認める事項

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して六十日以内にその処分を受けた日の属する年度の開始の日から当該処分を受けた日までの期間についての事業報告書を作成し、町長等に提出しなければならない。

(原状回復義務)

第十二条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設及び設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、町長等の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第十三条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設若しくは設備をき損し、又は滅失したときは、その損害を町に賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、指定管理者の指定手続等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。